



# 青森県報

号外第七十号

平成十四年七月八日 (月曜日)

## 目次

### 公 告

青森県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想の変更の公表……

(団体経営  
改善課)  
… 一

## 公 告

青森県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想の変更の公表

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第二条の二第一項の規定により定められた青森県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により公表する。

平成十四年七月八日

青森県知事 木 村 守 男



# 青森県林業経営基盤の強化並びに 木材の生産及び流通の合理化に関 する事項についての基本構想

平成14年7月

青 森 県

# 目 次

第1	林業経営基盤の強化に関する目標	1
(1)	林業経営体	1
(2)	林業事業体	2
第2	林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標	2
1	林業経営の指標の考え方	2
2	林業経営の類型ごとの指標	2
3	2を実現するためにとるべき措置	3
(1)	経営方針の明確化	3
(2)	林業経営基盤の強化	3
	ア 林業経営体	3
	イ 林業事業体	4
第3	木材の生産及び流通の合理化に関する目標	5
1	木材の生産及び流通の合理化についての考え方	5
2	事業の経営改善に関する措置についての具体的な事項	5
(1)	生産工程の改善	5
(2)	経営管理の合理化	5
(3)	その他の事業の経営改善に関する事項	6
3	木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置についての具体的な事項	6
(1)	事業の協業化	6
(2)	安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大	6
(3)	その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する事項	7
4	主産地の育成	7

## 別 記

林業経営の類型ごとの指標	8～13
--------------	------

## 第1 林業経営基盤の強化に関する目標

本県は、秋田のスギ、木曽のヒノキとともに日本三大美林に数えられるヒバと、世界自然遺産の白神山地に代表されるブナ、さらには全国第4位の人工林面積を有し年々成熟してきているスギ等豊かな森林が県土の66%を占めている。

これらの森林に対する県民の期待は単に木材生産にとどまらず、水資源のかん養、県土の保全、二酸化炭素の固定、動植物の生息・生育の場、空気の浄化、教育の場の提供など多様化している。

一方、外材製材品の輸入量の増加及び非木質建築資材の普及等による木材価格の長期低迷、造林費の増嵩等による林業収益性の低下、山村地域の高齢化及び不在村化の進行等林家を取り巻く環境は、本県においても益々厳しくなっており、生産活動の停滞や森林施業の放棄による森林の公益的機能の維持及び発揮に支障を来すことが懸念されている。

このような中、本県の森林所有者は、林家、会社、森林整備法人、市町村等と多岐にわたり、そのうち保有山林10ha未満の階層が全体の90.9%と小規模で、その生産活動も分散・間断的となっており、今後、計画的な林業経営の維持が困難となることが危惧されている。

また、ヒバ資源の減少、環境保全の観点からの広葉樹伐採の制約の中、国有林の経営は木材生産から国民の森林としての公益的機能の発揮へと転換され、国有林に依存してきた事業体は安定的事業量の確保が困難となり、事業の縮小や廃止等を余儀なくされている。

このような状況を打開するために、次のような林業経営体及び林業事業体の育成に努めるものとする。

### (1) 林業経営体

主たる従事者の生涯所得が、基本的には本県その他産業従事者と遜色のない水準(年間林業所得700万円程度)を確保できるような林業経営体とする。

この場合、木材生産による所得を補完する観点から特用林産物等による所得も含めるものとする。

林家にあっては相当規模の森林を所有し、継続的な林業生産活動を行った上で林業所得を確保できるもの、会社等にあっては継続的な林業生産活動を行い、これに必要な経費を出資した上での利益を確保できるものとする。

なお、(財) 青い森振興公社の運営、県有林の施業等については、計画的・安定的な事業計画及び経営方針の明確化により、効率的な推進に努めるものとする。

## (2) 林業事業体

施業や経営を受託すること等により相当規模の事業を確保し、生産性の高い林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を出資した上で、年間粗利益900万円程度を確保できるような林業事業体とする。

## 第2 林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標

### 1 林業経営の指標の考え方

本県には、津軽、三八・上北、下北及び東青の4流域があるが、各流域において、担い手となるべき林業経営体による森林施業の受託、施業の合理化、高性能林業機械の導入、特用林産物生産を中心とした複合経営等による効率的かつ安定的な林業経営の展開を図り、また、林道等の路網整備を図りつつ、適切な保育・間伐を進め、林業経営基盤の強化を促進する。

また、各流域において、担い手となるべき林業事業体による森林施業・作業道開設の受託、施業の合理化、高性能林業機械の導入により効率的かつ安定的な林業経営の展開を図り、林業経営基盤強化を促進する。

このため、担い手たる林業経営体及び林業事業体の望ましい姿を指標として示し、林業経営体及び林業事業体育成の目安とする。

### 2 林業経営の類型ごとの指標

国の基本方針に示された育成すべき林業経営体及び林業事業体の基本的考え方を踏まえつつ、本県における林業経営体及び林業事業体の規模や態様等を勘案し、かつ、それぞれの地域特性を配慮した上で、林業経営に意欲と能力を有する林業経営体及び

林業事業体の目指すべき目標を主な経営類型ごとの経営指標として別記に示す。

この経営指標は、一定の条件下で標準的な経営目標を示したものであり、各地域の実情、林業経営体及び林業事業体の形態に応じて様々な組合せや規模の程度があり得るものである。

### 3 2を実現するためにとるべき措置

#### (1) 経営方針の明確化

本県の4流域は、森林面積に対する国有林比率が70%以上を占める津軽流域及び下北流域、比較的緩斜面で私有林が多く、スギのほかにアカマツが豊富な三八・上北流域、大消費地を抱えた東青流域とさまざまな特徴を有している。

このような各流域の自然的社会的諸条件に応じ、林業経営体が保育・間伐の適正な実施、そのために必要な林道・作業道の計画的な整備等目標に向けた方針を明確にするとともに、その実現のための情報の提供、資金の融通や補助事業の活用等について林業改良指導員による普及啓発を図る。

また、林業事業体については、零細な森林所有構造や不在村森林所有者が増加傾向にあることなどから、これらの所有者からの経営の積極的な受託の推進等により、相当規模以上の素材生産、造林及び保育の確保等目標に向けた方針を明確にする等林業経営体同様に普及啓発を図る。

#### (2) 林業経営基盤の強化

##### ア 林業経営体

##### (ア) 経営規模の拡大

林業での継続的な収入を得るため、規模拡大を希望する意欲的な林業経営体に対する公庫資金の特例や森林取得に係る費用の助成制度等を活用した林地の流動化を支援する。

さらに、森林組合への計画的な施業受託のための資金の融通により、円滑な施業受託の推進を図る。

##### (イ) 生産方式の合理化

##### a 生産方式の合理化

地域の特性に応じた高性能林業機械の導入、作業道の計画的な整備による

効率的な生産を推進するとともに、多様化する森林施業、長伐期施業・複層林施業の導入により木材の高付加価値化を図り、安定的な木材生産に努めるとともに、これら施業に関する研修の積極的な受講を働きかける。

#### b 長伐期施業等の推進

今後、森林整備については、公益的機能の確保の観点から、多様化する方向に向かいつつあるので、既存の施業体系、地位（林地の肥沃度）、地理的条件を勘案しつつ、長伐期施業の導入を推進し、林業経営の安定化を図る。

このための施業技術を確立する研修等の積極的な受講を働きかける。

#### (ウ) 林業経営の複合化

木材生産による林業所得を補完する観点から、地域の需給動向を勘案しシイタケ、ナメコ等の特用林産物の生産に取り組む。

#### (エ) 経営管理の合理化

林業経営に係る収支及び資金計画の明確化、労働力の投入・配分の合理化及び適正化等の経営の合理化に努める。

#### イ 林業事業体

#### (ア) 経営規模の拡大

経営意欲の低下した森林所有者等の施業や経営を積極的に受託すること等により相当規模以上の素材生産、造林及び保育事業の確保に務める。

特に、長伐期施業や複層林施業等により、長期間の施業受託や経営の受託による事業量の確保に努める。

#### (イ) 生産方式の合理化

地域の特性に応じた高性能林業機械の導入による生産性の向上、研修の積極的な受講による知識・技術の習得並びに向上に努める。また、施業等の受託に当たっては、団地化による効率的な施業が行われるよう作業道の整備に努める。

#### (ウ) 経営管理の合理化

林業経営に係る収支及び資金計画の明確化、労働力の投入・配分の合理化及び適正化等の経営の合理化に努める。



### 第3 木材の生産及び流通の合理化に関する目標

#### 1 木材の生産及び流通の合理化についての考え方

充実しつつある本県の森林資源を生かした木材の供給体制を確立し、本県における「県産材時代」を招来するため、木材の生産及び流通を担う事業者の経営改善を進めるとともに、事業者間の連携の強化による事業規模の拡大等木材の生産及び流通部門の構造改善を推進する。

このことにより生産量の拡大と需要量の伸びによる収益の改善が図られ、さらにコストの低減により山元の林業経営体に還元されていくことが重要である。

これらのことから、森林の諸機能が総合的にみて最大限に発揮されるよう森林整備水準の向上を図るとともに、各流域の特色に応じた流域管理システムによる県産材の産地化を推進する等、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進する。

#### 2 事業の経営改善に関する措置についての具体的な事項

##### (1) 生産工程の改善

ア 素材生産業においては、津軽流域及び三八・上北流域を中心として今後スギ人工林の素材生産可能量が増大することから、素材生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を含む生産性の向上を図る。

さらに他の流域も含めて地形、樹種、事業量等作業条件に対応した機械設備の配置の合理化及び伐採、集運材等の作業に合わせた労務配置の適正化を図るとともに、森林所有者の伐採活動を促進するため、伐採単位の拡大等による生産の効率化を促進する等生産工程の改善に努める。

イ 木材製造業においては、コストの低減及び製品の高付加価値化を図るため、樹種、径級等に応じた高性能加工機械の導入、機械の合理的な組合せの推進、工場生産ラインの専門化等による生産工程の改善を促進する。

##### (2) 経営管理の合理化

ア 素材生産業においては、木材の需要動向、樹材種別の利用状況等を踏まえつつ伐採時期及び伐採方法について適切な選択を行い、計画的な購入・販売に努める。

イ 木材製造業においては、需要動向に即した製品の安定的かつ効率的な供給を図るため、素材及び製品の適切な在庫管理、素材の共同購入及び製品の共同販売によるコストの低減及び経営管理の合理化を促進する。

ウ 木材市場その他木材の卸売業においては、集出荷施設の改善によるコストの縮減、品揃えの強化等により需要動向に応じた供給に努めるとともに、電子機器の導入・活用等による適切な顧客管理及び在庫管理を図ることにより、経営管理の合理化を推進する。

### (3) その他の事業の経営改善に関する事項

ア ブランド化を進めるため、製品の規格化、木材製品の販路の確保及び拡大並びに流通の効率化を促進する。

イ 間伐材、端材等未利用木質資源、特に、津軽流域及び下北流域のヒバ材の有効利用を図るため、素材生産業、木材加工業等の連携を図りつつ、新商品の開発やPRを行い、需要の開拓を促進する。

ウ 木材市場については、スギ出材量の増加に備え、各流域ごとに共販土場の拡張や機能強化を図る。

## 3 木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置についての具体的な事項

### (1) 事業の協業化

木材の生産・加工・流通の各部門を担う事業者の経営基盤の強化を図るため、複数の事業者が出資し、協業体を形成し、生産性の高い設備への転換を促進する。

### (2) 安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大

ア 素材生産業においては、高性能林業機械の有効利用と定着化を図るため、「林業労働力確保支援センター」を設置し、事業者への機械のレンタル、オペレーター等の技術者の養成、後継者の確保等を行う。

イ 原木や製品を扱う木材市場においては、素材生産業者や木材製造業者との安定的な取引関係を確立し、取引の改善・合理化を図るとともに、施設の整備を促進して諸機能を強化し、事業規模の拡大を推進する。

ウ 製品の販売については、地場需要の掘り起こしを図るとともに、規格・品質の均一化とプレカット化により需要者のニーズに即応できる体制整備に努める。

(3) その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する事項

木材製造業、製品を扱う木材市場及び木材卸売業においては、関連事業者との連携を強化し、木材製品に対するニーズ等需要に関する情報の収集を行う中で、新商品の開発促進、地域材活用のPR等により木材の利用を推進する。

4 主産地の育成

各流域において、県産材の拠点化を推進するため、県産材製材工場の大型化と専門工場化を進めるとともに、これに高次加工施設を備えた木材加工供給拠点づくりを促進する。

別記（第2関係）

林業経営の類型ごとの指標

〈 林業経営体 〉 ①

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	事業実行 方式
自己森林 (スギ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ 100 ha 〈地位〉 中	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (4.5 m <sup>3</sup> /人日)  〈伐期等〉 ・伐期80年、スギ大径材 (径級34~44cm) ・伐期50年、スギ大径材 (径級24~32cm)  〈作業道等〉 ・林内路網密度 12.8 m/ha  〈生産量等〉 ・年間伐採量 820 m <sup>3</sup> ・年間保育作業量 13 ha	・複式簿 記帳  ・青色申 告の実 施	・販売活動 の強化  ・技術の 改良・ 開発  ・作業効 率の向 上  ・森林施 業技術 や経営 方式等 に關す る研修 の受講

林業経営の類型ごとの指標

〈 林業経営体 〉 ②

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	事業実行 方式
自己森林 (スギ)  +  施業受託	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ 75 ha 〈地位〉 中  【施業受託】 〈施業別年間受託 面積〉 植栽 2 ha 保育 13 ha	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (4.5 m <sup>3</sup> /人日)  〈伐期等〉 ・伐期80年、スギ大径材 (径級34~44cm) ・伐期50年、スギ大径材 (径級24~32cm)  〈作業道等〉 ・林内路網密度 12.8 m/ha [生産量等] ・年間伐採量 615 m <sup>3</sup> ・年間保育作業量 24 ha (うち受託 15 ha)	・複式簿 記帳  ・青色申 告の実 施	・販売活動 の強化  ・技術の 改良・ 開発  ・作業効 率の向 上  ・森林施 業技術 や経営 方式等 に關す る研修 の受講

林業経営の類型ごとの指標

〈 林業経営体 〉 ③

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	事業実行 方式
自己森林 (スギ)  +  特用林産 (原木シイ タケ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ 75 ha 〈地位〉 中	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (4.5 m <sup>3</sup> /人日)  〈伐期等〉 ・伐期80年、スギ大径材 (径級34~44cm) ・伐期50年、スギ大径材 (径級24~32cm)  〈作業道等〉 ・林内路網密度 12.8 m/ha [生産量等] ・年間伐採量 615 m <sup>3</sup> ・年間保育作業量 9 ha	・複式簿 記帳  ・青色申 告の実 施	・販売活動 の強化  ・技術の 改良・ 開発  ・作業効 率の向 上  ・森林施 業技術 や経営 方式等 に關す る研修 の受講
	【生シイタケ生産】 〈生産規模〉 年植菌ホダ木 3,700本 年稼働ホダ木 10,500本	・シイタケ原木栽培 ・原木購入  〈機械・施設設備〉 軽トラック 1台 ホダ木運搬車 1台  〈生産量〉 生シイタケ8,900kg		

林業経営の類型ごとの指標

〈 林業経営体 〉 ④

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
自己森林 (スギ)  +  施業受託  +  特用林産 (原木シイ タケ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ 60 ha 〈地位〉 中  【施業受託】 〈施業別年間受託 面積〉 植栽 1 ha 保育 9 ha	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (4.5 m <sup>3</sup> /人日)  〈伐期等〉 ・伐期80年、スギ大径材 (径級34~44cm) ・伐期50年、スギ大径材 (径級24~32cm)  〈作業道等〉 ・林内路網密度 12.8 m/ha  〈生産量等〉 ・年間伐採量 490 m <sup>3</sup> ・年間保育作業量 18 ha (うち受託 10 ha)	・複式簿 記帳帳  ・青色申 告の実 施	・販売活動 の強化  ・技術の 改良・ 開発  ・作業効 率の向 上  ・森林施 業技術 や経営 方式等 に關す る研修 の受講
	【生シイタケ生産】 〈生産規模〉 年植菌ホダ木 3,200本 年稼働ホダ木 9,100本	・シイタケ原木栽培 ・原木購入  〈機械・施設設備〉 軽トラック 1台 ホダ木運搬車 1台  〈生産量〉 生シイタケ7,700kg		

林業経営の類型ごとの指標

〈 林業事業体 〉 ①

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	事業実行 方式
造林事業 + 素材生産	〈年間造林・保育 面積〉 植栽 25ha 保育 225ha 〈年間素材生産 量〉 4,200m <sup>3</sup> (うち立木購入 2,300m <sup>3</sup> ) 〈作業道の開設〉 年間延長 1,200m	〈機械装備〉 高性能林業機械システム ハーベスタ 1台 〈生産性〉 4.5m <sup>3</sup> /人日	・林業部門 と他部門 の会計処 理の分離	・林業に関 する技術 者又は技 能者の配 置 ・森林施業 技術や販 売方法等 に関する 研修の受 講 ・定期的な 休日制、 月給制、 社会保 険、労働 災害防止 及び安全 衛生施設 の導入



林業経営の類型ごとの指標

〈 林業事業体 〉 ②

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	事業実行 方式
素材生産	〈年間素材生産量〉 8,800m <sup>3</sup> (うち立木購入 4,800m <sup>3</sup> ) 〈作業道の開設〉 年間延長 2,300m	〈機械装備〉 高性能林業機械システム ハーベスタ 2台 〈生産性〉 4.5m <sup>3</sup> /人日	・林業部門 と他部門 の会計処 理の分離	・林業に 関する技術 者又は技 能者の配 置 ・森林施業 技術や販 売方法等 に関する 研修の受 講 ・定期的な 休日制、 月給制、 社会保 険、労働 災害防止 及び安全 衛生施設 の導入

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭